

3 高保体第 4 3 3 号
令和 3 年 7 月 1 6 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
保 健 体 育 課 長
高 等 学 校 課 長
特 別 支 援 教 育 課 長

令和 3 年度夏季休業中の部活動の考え方について（通知）

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、標題の件について、県立学校に対して別添（写し）のとおり通知しましたので、お知らせいたします。

【担当】	高知県教育委員会事務局
保健体育課	田邊、中内（088-821-4900）
高等学校課	岩河、東岡（088-821-4907）
特別支援教育課	濱口、吉井（088-821-4741）

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

令和 3 年度夏季休業中における部活動について（通知）

日頃は、別紙「県立学校の部活動の考え方」に基づき部活動を実施いただき感謝申し上げます。
さて、これから迎える夏季休業中の部活動につきましては、引き続き感染防止対策を徹底して取り組んでいただくと共に、下記により取り扱うこととしましたので、生徒、教職員への周知をお願いいたします。

記

- 1 本県の感染の目安が「特別警戒」の段階においては、学校長の判断により夏季休業期間中は、「休日」の活動時間を認めることとする。その際、感染リスクを抑える対策を十分に講じるとともに、以下の点についても留意すること。
 - ・現在は感染の目安が「特別警戒」であることから、活動時間は1日2時間までとすること。
なお、部活動に関わる全ての者が、「特別警戒」にあることを十分に認識し、学校長の指揮監督のもと顧問が責任を持って、2時間以内の活動を厳守すること。
 - ・また、感染の目安が「警戒」へ引き下げられた場合は、「県立学校の部活動の考え方」に基づき実施すること。
- 2 熱中症等、生徒の健康状態にも十分配慮すると共に、夏季休業中においても部活動ガイドラインに沿った適切な休養日を設定すること。（少なくとも週当たり1日以上、長期休業中には一定期間のオフシーズンを設けること）
- 3 学校内や学校活動で食事をとる場合は、黙食とすること。その際、部室や更衣室等を避け、教室や校舎外など換気が十分に確保できる場所を選ぶこと。
- 4 部室や更衣室の使用にあっては、マスク着用のうえ、最少人数で短時間とすること。
- 5 部活動終了後は速やかに帰宅すること。
- 6 体調不良者（普段の体調とは異なる状態（発熱、咳、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、倦怠感、下痢、嘔吐など）は、顧問へ連絡のうえ、積極的に部活動を休むように指導すること。
- 7 部員及び顧問がPCR検査等を受ける状況になった場合、結果が分かるまで部活動は休止すること。

【担当】

保健体育課 田邊、池田、中内（TEL:088-821-4928）
高等学校課 岩河、東岡（TEL:088-821-4907）
特別支援教育課 濱口、吉井（TEL:088-821-4741）

【分類番号 05-04-0009】

新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方
～部活動で感染者を出さない、生徒を守る～

高知県の ステージ
非常事態
特別警戒
警戒
注意
感染観察

対外試合等（欄外を参照）	日常的な活動	
・高知県のステージが「非常事態」「特別警戒」にある時 県内外における公式戦・発表会等 → 参加しない 県内外における練習試合等 → 禁止する	★禁止 ・学校や公共施設での活動は 不可とする ・各自が自宅で自主練習とする	
・高知県のステージが「警戒」にある時 県内外における公式戦・発表会等への参加及び 県内外における練習試合等への参加 → 状況により 慎重に検討する	☆一部制限Ⅰ （感染状況により活動を禁止する場合がある） ・平日 1時間程度まで ・休日 2時間程度まで （休日の活動は土日のどちらかとする）	・なるべく個人での活動とする ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は 行わない
・高知県のステージが「注意」「感染観察」にある時 県内外における公式戦・発表会等及び 県内外における練習試合等への参加 → 制限しない	☆一部制限Ⅱ ・平日 2時間程度まで ・休日 3時間程度まで	・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は 慎重に検討する
	☆通常 ・平日 2時間程度まで ・休日 3時間程度まで ・平日3時間まで（校長の許可） ・休日4時間まで（校長の許可）	・感染防止対策を行ったうえで通常の活動を行う ・ 時間を延長する場合 には、新たに保護者、生徒本人の了解を得たうえで、校長が認めた場合とする なお、活動中における生徒の健康管理や新型コロナウイルス感染防止対策について、 顧問はより一層の注意を払うこととする






◆三密の回避
（密閉・密集・密接）



◆感染症対策の3つのポイント
 ・感染源を絶つこと
 ・感染経路を絶つこと
 ・抵抗力を高めること

〈部活動における感染防止対策〉

- 部室等の利用は、短時間で分散し会話を控える
- 食事をとる場面では、飛沫を飛ばさないような席の配置にする
また、距離がとれなければ会話を控える（黙食）
- 生徒の怪我防止（徐々に強度や難易度を高める）
- 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、参加しない
（家族に発熱等の症状が見られる時も、参加しない）
- 活動時間や休養日（部活動ガイドラインに準拠）
- こまめな換気（練習場所・更衣室等）
- 手洗いの徹底 
- 消毒の実施（共用物、手を触れる場所等）
- タオル、ドリンクは各自が準備
- 練習以外での十分な距離の確保 
- 体温・体調チェック表
- 多数の生徒が集まり呼気が激しくなる運動は避ける
- 大声を出すような活動は避ける 
- マスクの正しい着用（移動時、活動以外時等）
- ステージによっては、活動時もマスクを着用した活動を行う

- * 高知県のステージが変更になる場合は、高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定される。
- * 原則として上表のとおりとするが、各福祉保健所管内の感染状況を踏まえて判断するため、高知県のステージと日常的な活動のレベルとが一致しない場合がある。
（例：A保健所管内が特別警戒ステージ相当のため、部活動は一部制限Ⅰとするが、B保健所管内は警戒ステージ相当であるため、部活動は一部制限Ⅱとするような場合があること。）
- * 発熱等の症状がある生徒・顧問及び、家族に発熱等の症状がみられる生徒・顧問は、部活動に参加させないようにすること。
- * 部活動を実施する場合、顧問は活動内容等の工夫を行い、指導の際には必ずマスクを着用し、生徒にも可能な限りマスクを着用させること。
- * 感染者が発生した部は、感染拡大防止の観点から、活動場所及び部室等の消毒を行い、濃厚接触者とならなかつた部員・顧問についても健康状態を確認するため、日常的な活動は1週間程度の停止期間を設けること。
ただし、公式戦等出場に関しては、関係団体と協議し別途示すこととする。
- * 校長の判断により、通学生徒の居住地の感染状況などから、制限の厳しい内容を選択することができる。
（例：学校が日常的な活動において警戒ステージ（一部制限Ⅱ）であっても、在籍生徒が感染拡大地域から多く通学している場合などは、特別警戒ステージ（一部制限Ⅰ）での対応とすることができる。）

〈高知県のステージが「非常事態・特別警戒」にある時の、公式戦・発表会等の取扱いについて〉

- ①上位大会がない県内の大会：参加しない。
- ②上位大会のある県予選の大会：校長の判断により参加人数を制限（エントリー選手のみ活動）するなど、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに感染防止対策を徹底することにより参加を認める場合がある。
- ③全国大会・ブロック大会：出場が決まっている場合は、校長の判断により参加人数を制限（エントリー選手のみ活動）するなど、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに感染防止対策を徹底することにより参加を認める場合がある。

〈県内での練習試合の取扱いについて〉

- ①高知県のステージが「非常事態・特別警戒」にある時は、県内での練習試合は禁止する。
- ②高知県のステージが「警戒」にある時は、必ず校長が内容を確認し、少ない参加校で定められた練習時間を守り、各中央競技団体等が示すガイドライン等をもとに活動すること。

〈県外との練習試合の取扱いについて（県外へ行く場合、県外から招く場合）〉

- ①高知県のステージに関わらず、県外の感染状況により慎重に検討すること。
- ②高知県のステージが「非常事態・特別警戒」にある時は、県外との練習試合は禁止する。
- ③高知県のステージが「警戒」「注意」「感染観察」にある時でも、他県との往來を県が制限している場合は、それに準じて県外との練習試合は禁止する。

高知市保健所	幡多福祉保健所	須崎福祉保健所	中央東福祉保健所	中央西福祉保健所	安芸福祉保健所
高知市	宿毛市・土佐清水市・四万十市・黒潮町・大月町・三原村	須崎市・中土佐町・梶原町・津野町・四万十町	南国市・香南市・香美市・本山町・大豊町・土佐町・大川村	土佐市・いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・日高村	室戸市・安芸市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村

* 特に運動部活動の実施については県の考え方を基本としつつ、**各中央競技団体及び公益財団法人日本スポーツ協会等**が示す方針や通知を踏まえ対応する。